

## 令和元年度 第7回牧区地域協議会 次第

日時：令和2年1月21日（火）

午後6時30分～

会場：牧区総合事務所301会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報告事項

- (1) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について・・・・・・・・・・資料No. 1
- (2) 水源保護地域の一部解除について・・・・・・・・・・資料No. 2
- (3) 牧体育館休館日の見直しについて・・・・・・・・・・資料No. 3

### 4 協議事項

- (1) 令和2年度地域活動支援事業について・・・・・・・・・・資料No. 4～資料No. 7
- (2) 活動報告会の開催について・・・・・・・・・・資料No. 8～資料No. 9

### 5 その他（連絡事項）

### 6 閉 会

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
牧区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定しています。

## 1 見直し概要について

## (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

## (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

## (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

## ＜電話転送先＞

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

## (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。



※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

※ 配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### (5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### (参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を 1 人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和 2 年 1～2 月 13 区での住民説明会の開催  
機械警備導入に向けた契約事務

3 月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4 月 1 日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

## 水道水源保護地域の指定解除について

上越市ガス水道局

当市では、水道用水源の汚濁を防止するため、上越市水道水源保護条例に基づき「水道水源保護地域」を指定しています。

このたび、令和元年 11 月末に三和区の多能浄水場の廃止に伴い、水源の利用がなくなったことから、令和元年 12 月 18 日に水道水源保護審議会を開催し、多能ダム集水区域及び周縁部の水源保護地域の指定解除について審議が行われ、審議の結果、承認されました。これにより平成 19 年 9 月に指定した水道水源保護地域の指定を解除しましたので報告します。

### 1. 解除の理由

三和区の多能浄水場は昭和 37 年に完成し配水を開始したが、築造から 50 年以上が経過し施設の老朽化が進んだことから、今後の浄水場のあり方について検討を行ってきました。

平成 17 年の市町村合併や平成 25 年の上越地域水道用水供給企業団の統合により、全市の配水を一元的に管理・運用することが可能となり、年間を通じて安定した給水が可能となっています。

このため、令和元年 11 月には正善寺浄水場から配水するための配水管等の工事が完了し、正善寺浄水場からの配水を開始するとともに、多能浄水場の運転を停止しました。

これに伴い、多能浄水場水源の利用もなくなったことから、水道水源保護地域の指定を解除したものです。

### 2. 指定解除する水道水源保護地域（裏面「上越市水道水源保護地域指定図」参照）

多能貯水池集水区域全域及び 200m の幅の周縁部 2.8 km<sup>2</sup>

- ・三和区 宮崎新田、大の一部
- ・牧区 池舟、大月、川井沢の一部

### 3. 指定解除日

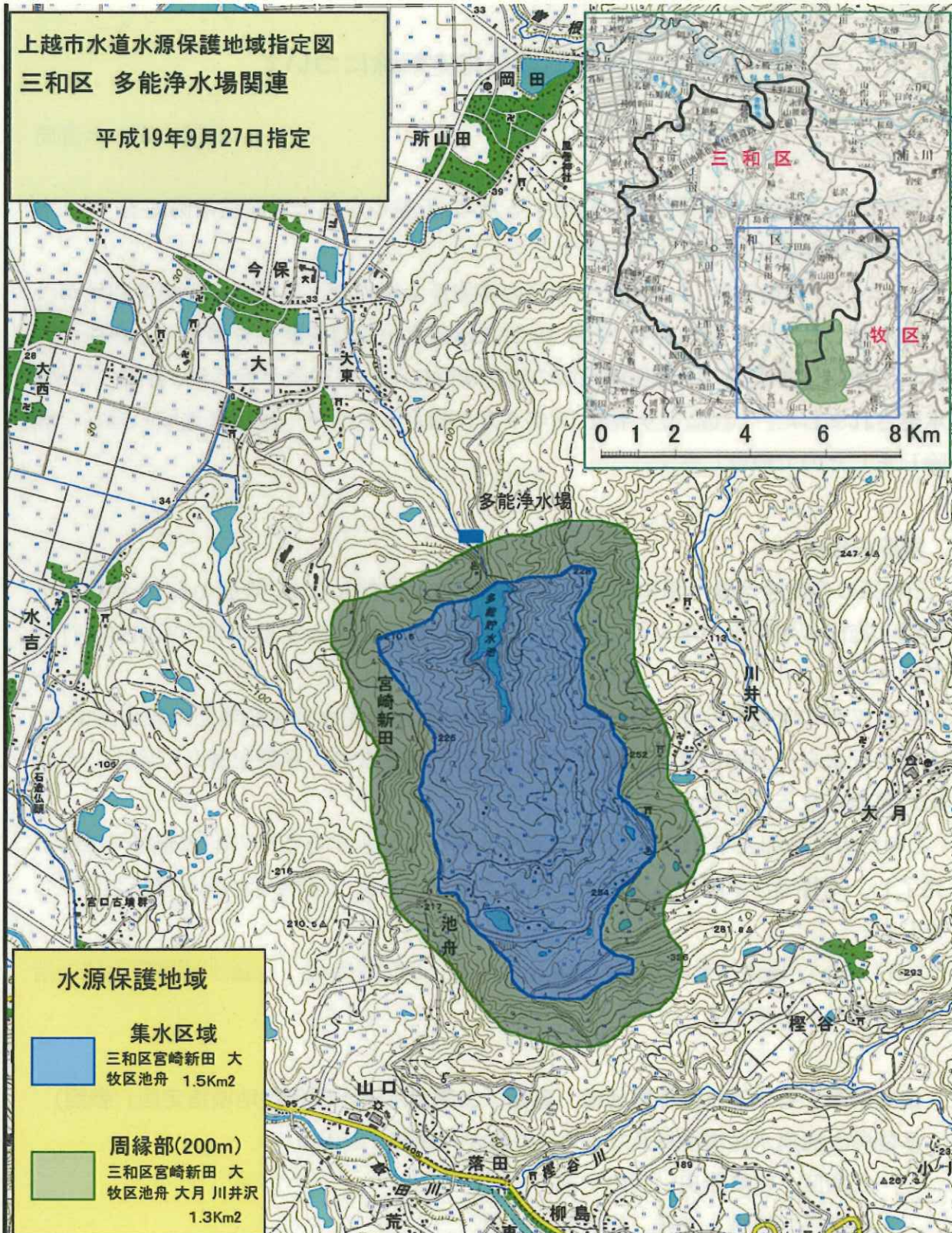
令和 2 年 1 月 10 日



上越市水道水源保護地域指定図

三和区 多能浄水場関連

平成19年9月27日指定



水源保護地域

集水区域



三和区宮崎新田 大  
牧区池舟 1.5Km<sup>2</sup>

周縁部(200m)



三和区宮崎新田 大  
牧区池舟 大月 川井沢  
1.3Km<sup>2</sup>

この地図の制作に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（空間データ基盤）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 平26情使、第204号）



## 牧体育館休館日の見直しについて

## 報告内容

- 牧体育館の休館日を、現行の第1月曜日及び年末年始（12/29～1/3）に日曜日の17:00～22:00、月曜日の9:00～17:00を加え、令和2年4月1日から施行運用する。

## 見直しの経緯

- 市内体育館20施設のうち、8施設は年末年始と週1日、4施設は年末年始と月1日、6施設は年末年始のみが休館、2施設は無休となっている。
- 13区では、牧体育館が年末年始と月1日、清里区、三和区の4施設が年末年始のみ、板倉区の2施設が無休となっている。
- 市内体育施設の利用における均衡を図るため、休館日の少ない体育館について令和2年度より週1日程度の休館日を設けることとなった。

## 見直しする体育館

- 休館日を見直しする体育館は、牧体育館、保倉体育館、清里スポーツセンター、三和体育館、三和スポーツセンター、三和西部スポーツセンター、板倉農業者トレーニングセンター、板倉北部スポーツセンターの8施設。

## 定期利用団体

- 牧体育館を定期利用している団体は次の3団体であり、月曜日から土曜日までの夜間を利用している。
 

・牧愛好会	体育室	火、木
・牧フレッシュガールズ	体育室	水、金、土
・牧剣友会	トレーニングルーム	月、木
- 休館日の見直しにあたり意見交換を行い、定期利用団体の影響を考慮し、休館日について「第1月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで」は変更せず、利用時間について、比較的利用の少ない日曜日の夜間及び月曜日の日中を休館とすることで了解を得た。

## 試行運用の理由

- 今回の休館日の見直しは当該4区の利用実績等に基づくものであり、試行運用後の実態等を検証したうえで休館日を決定し、本運用に向けた条例改正を提案する予定。
- このため、上越市体育施設条例第8条（利用時間及び休館日）ただし書きの「教育委員会が必要と認めるときは、利用時間及び休館日を変更することができる」規定による施行運用の取り扱いとする。

【参考】上越市体育施設条例（抜粋）

（利用時間及び休館日）

第8条 体育施設の利用時間及び休館日は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるとき（指定管理施設にあつては、指定管理者が教育委員会の承認を得たとき）は、これらを変更することができる。

別表第1（第2条、第8条関係）

名 称	位 置	利用時間	休 館 日
上越市牧体育館	上越市牧区 田島 703 番地 4	9:00~22:00	第1月曜日及び12月29 日から翌年1月3日まで



別紙1 上越市体育館の利用時間及び休館日

名 称	位 置	利用時間	休 館 日
上越市総合体育館	木田 1-17-33	9:00～21:00	第4金曜日 12月29日～1月3日
上越勤労身体障害者体育館	木田 1-17-33	9:00～21:00	第4金曜日 12月29日～1月3日
上越市高田スポーツセンター	本城町 9-50	9:00～21:00	第4金曜日 12月29日～1月3日
上越市教育プラザ体育館	下門前 1770	8:30～22:00	12月29日～1月3日
上越市保倉体育館	大字上吉野 1645	8:30～22:00	12月29日～1月3日
上越市安塚B&G海洋センター	安塚区和田 559	9:00～22:00	月曜日 12月29日 1月3日
上越市浦川原体育館	浦川原区六日町 150	9:00～22:00	日曜日 17:00～22:00 月曜日 9:00～17:00 12月29日～1月3日
上越市大島多目的ホール	大島区大平 3860	8:30～22:00	日曜日 17:00～22:00 月曜日 8:30～17:00 12月29日～1月3日
上越市牧体育館	牧区田島 703-4	9:00～22:00	第1月曜日 12月29日～1月3日
上越市柿崎総合体育館	柿崎区法音寺 730-1	9:00～21:00	火曜日 12月29日～1月3日
上越市柿崎体育館	柿崎区直海浜 1155	9:00～22:00	月曜日 12月29日～1月3日
上越市大潟体育センター	大潟区岩野古新田 657-1	9:30～21:30	月曜日 12月29日～1月3日
上越市吉川体育館	吉川区原之町 1819-1	9:00～22:00	月曜日 12月29日～1月3日
上越市中郷総合体育館	中郷区藤沢 964-1	9:00～21:00	月曜日 12月29日～1月3日
上越市板倉農業者 トレーニングセンター	板倉区針 986	9:00～22:00	無休。ただし、市長が必要 と認める時は臨時休館
上越市板倉北部 スポーツセンター	板倉区稲増 434-1	9:00～22:00	無休。ただし、市長が必要 と認める時は臨時休館
上越市清里スポーツセンター	清里区平成 1788	9:00～22:00	12月29日～1月3日
上越市三和体育館	三和区島倉 2382-3	9:00～22:00	12月29日～1月3日
上越市三和スポーツセンター	三和区島倉 2382-3	9:00～22:00	12月29日～1月3日
上越市三和西部スポーツハウス	三和区下中 3335-8	9:00～22:00	12月29日～1月3日



## 牧区の採択方針等新旧対照表(案)

牧区の採択方針等【変更後】	牧区の採択方針等【現行】
<p><b>1 採択方針</b> 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。 (適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業</li> <li>・雇用の促進に寄与する事業</li> <li>・産業振興に寄与する事業</li> <li>・健康増進に寄与する事業</li> <li>・少子高齢化対策に寄与する事業</li> <li>・環境保全に寄与する事業</li> <li>・安全・安心活動に寄与する事業</li> <li>・生活環境の維持・向上に寄与する事業</li> <li>・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業</li> <li>・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業</li> </ul> <p><u>(2) 3 (3) に移行 ※修正あり</u></p> <p><u>(3) 3 (4) に移行 ※修正なし</u></p> <p><b>2 補助率及び補助限度額</b></p> <p>(1) 補助金額の上限は、1事業100万円とし、補助率は原則100%とする。</p> <p>(2) 補助金額の合計が<u>牧区</u>の配分額を上回った場合は、<u>協議により決定する。</u></p> <p><b>3 提案事業の審査と決定</b></p> <p>(1) 牧区地域協議会委員によるヒアリングを基に、<u>牧区の採択方針との整合性の審査や共通審査を行い、その後の会議(審査会)において採択事業等を決定する。</u></p> <p><u>(2) 3 (1) に統合</u></p> <p><u>(2) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。</u></p> <p><u>(3) 継続事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。</u></p> <p><u>(4) 調査、研修及び計画づくり事業においては、次年度以降に本事業が実行されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><b>【審査方法】</b></p> <p><u>(1) 牧区の採択方針との整合性の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決することとし、過半数の委員が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。</u></p> <p><u>(2) 共通審査項目は5項目(各項目それぞれ12点(ただし、②必要性は16点))、64点満点とする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 補助金額の合計が牧区の配分額を上回った場合は、牧区の採択方針との整合性の審査や共通審査の結果を踏まえ、協議により決定する。残額が生じた場合は、2次募集等について協議する。</u></p>	<p><b>1 採択方針</b> <u>(1) 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。</u> (適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業</li> <li>・雇用の促進に寄与する事業</li> <li>・産業振興に寄与する事業</li> <li>・健康増進に寄与する事業</li> <li>・少子高齢化対策に寄与する事業</li> <li>・環境保全に寄与する事業</li> <li>・安全・安心活動に寄与する事業</li> <li>・生活環境の維持・向上に寄与する事業</li> <li>・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業</li> <li>・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業</li> </ul> <p><u>(2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合があります。</u></p> <p><u>(3) 調査、研修及び計画づくり事業においては、次年度以降に本事業が実行されることが確実に見込まれること。</u></p> <p><b>2 補助率及び補助限度額</b></p> <p>(1) 補助金額の上限は、1事業100万円とし、補助率は原則100%と<u>します。</u></p> <p>(2) 補助金額の合計が<u>牧区へ</u>の配分額を上回った場合は、<u>共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額します。</u></p> <p><b>3 提案事業の審査と決定</b></p> <p>(1) 牧区地域協議会委員による<u>聞き取り調査(ヒアリング)を行い、その後の会議(審査会)において審査を行い、採択等を決定します。</u></p> <p><u>(2) 採択は「基本審査」、「牧区の採択方針」及び「共通審査」それぞれの結果を踏まえ、総合的に判断します。</u></p> <p><u>(3) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合があります。</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p><b>【審査方法及び採択基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>基本審査項目及び牧区採択方針の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決することとし、委員の半数以上が適合(○)と判断した事業を採択とする。なお、委員が適合しないと判断した事業は、共通審査基準の採点を行わない。</u></li> <li>・ <u>共通審査項目は、各項目それぞれ12点(ただし、②必要性は16点)の5項目の合計が64点満点とし、傾斜配分により減額を行う。</u></li> <li>・ <u>傾斜配分は各委員の平均点が54点以上は100%、41点以上は90%、28点以上は80%、28点未満は70%を基準とする。</u></li> <li>・ <u>共通審査基準の採点後の補助金総額が、牧区への配分額を上回った場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて減額する。残額が生じた場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて、補助希望額を超えない範囲で加算、または2次募集等について協議する。</u> (追加)</li> </ul>



## 【第1回 審査票】 令和2年度 (案)

事業名

牧区採択方針

- ・ 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。

(適用例)

- ・ 社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業
- ・ 雇用の促進に寄与する事業
- ・ 産業振興に寄与する事業
- ・ 健康増進に寄与する事業
- ・ 少子高齢化対策に寄与する事業
- ・ 環境保全に寄与する事業
- ・ 安全・安心活動に寄与する事業
- ・ 生活環境の維持・向上に寄与する事業
- ・ 観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業
- ・ その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業

【判定】

○、×を記入

判定で×とした場合の理由

--	--

審査員番号



## 【第2回 審査票】 令和2年度 (案)

事業名

--

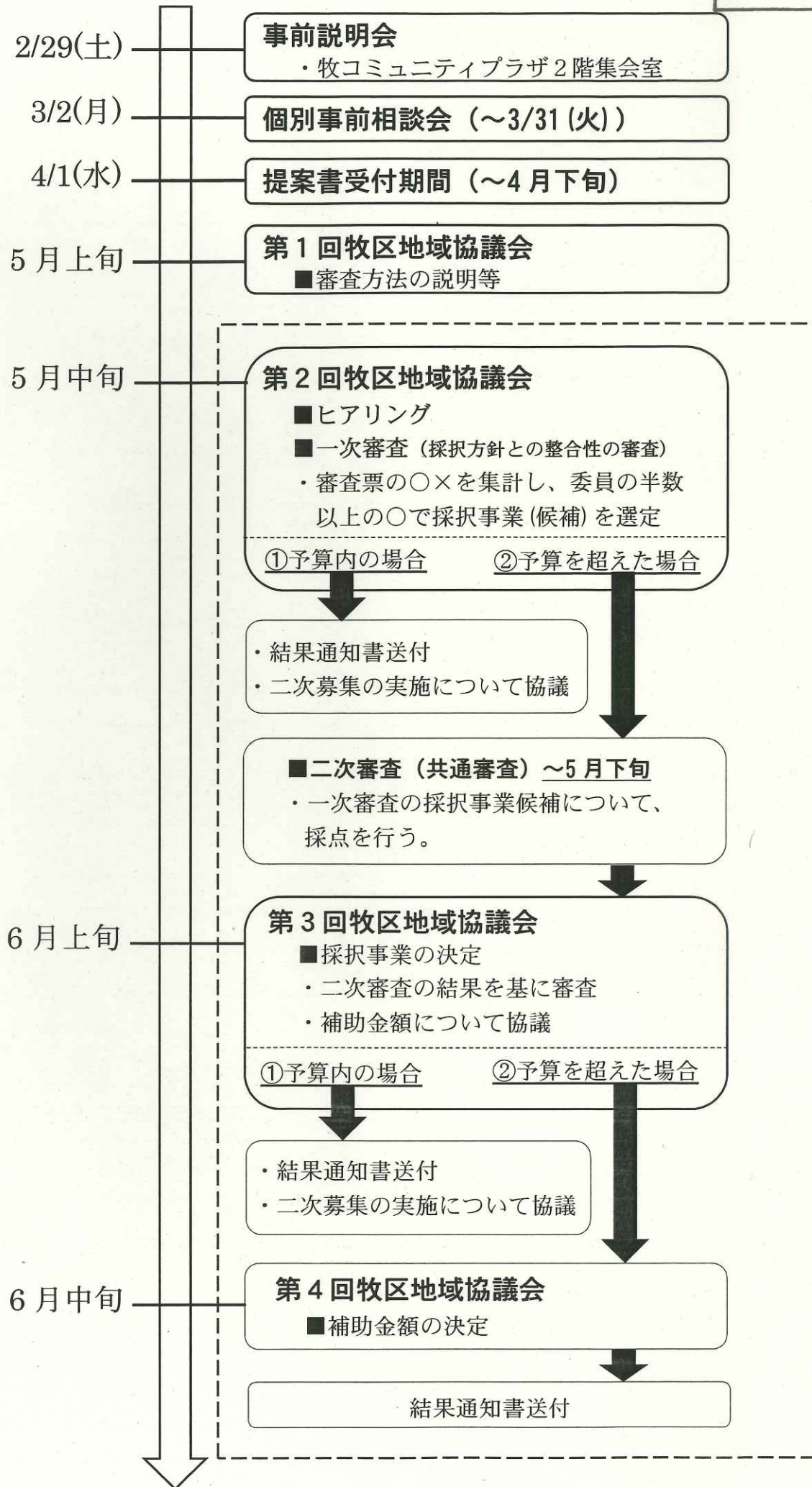
## 共通審査項目 【採点】 点数に○を記入

4(12)点:優れている・3(9)点:やや優れている・2(6)点:普通・1(3)点:やや劣っている・0点:劣っている

①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものであり、補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	4・3・2・1・0	/12
	・全市的な方向性と合致しているか。	4・3・2・1・0	
	・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	4・3・2・1・0	
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	4・3・2・1・0	/16
	・地域の実情や住民要望に対応したもののか。	4・3・2・1・0	
	・緊急性の高い提案事業であるか。	4・3・2・1・0	
	・ほかの方法で代替できないものであるか。また、補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	4・3・2・1・0	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	4・3・2・1・0	/12
	・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	4・3・2・1・0	
	・資金調達の規模や時期に無理はないか。	4・3・2・1・0	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	12・9・6・3・0	/12
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	4・3・2・1・0	/12
	・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	4・3・2・1・0	
	・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	4・3・2・1・0	
※意見等			合計
			/64

審査員番号

--





「牧区地域協議会活動報告会」、「地域協議会委員公募説明会」、  
「令和2年度地域活動支援事業事前説明会」 次第（案）

日 時 令和2年2月29日(土)  
午前10時～  
会 場 牧コミュニティプラザ2階 集会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 牧区地域協議会活動報告会

(1)活動報告

①地域協議会活動報告

②地域活動支援事業実績報告

③地域協議会委員からの報告

・会 長 丸山 進

・副会長 西山 新平

④地域活動支援事業事例発表

・NPO法人牧振興会

事務局長 西條 一明 様

・牧剣友会

事務局 佐々木 亮一 様

(2)質 疑

4. 地域協議会委員公募説明会

(1)地域協議会委員の公募について

資料：「地域協議会委員公募の手引き」「応募書類一覧（応募様式、記載例）」

(2)質 疑

5. 令和2年度地域活動支援事業事前説明会

(1)上越市地域活動支援事業 令和2年度実施分 募集要項（牧区版）（案）について

(2)地域活動支援事業に関するQ&A（案）について

(3)上越市地域活動支援事業提案書（案）について

(4)質 疑

6. 閉 会

## 回 覧

「牧区地域協議会活動報告会」、  
 「地域協議会委員公募説明会」、  
 「令和2年度地域活動支援事業事前説明会」

## 開催のお知らせ



牧区内の皆さんから地域協議会のことを知っていただくため、4年間の取組等を紹介する活動報告会を開催します。

併せて、「地域協議会委員公募説明会」及び「令和2年度地域活動支援事業事前説明会」も開催します。皆さんの参加をお待ちしています！

**日時 令和2年2月29日（土）**

**午前10時～（1時間30分程度）**

**会場 牧コミュニティプラザ2階 集会室**

- 内容**
- ① 牧区地域協議会活動報告
  - ② 令和元年度地域活動支援事業の事例発表  
NPO法人牧振興会・牧剣友会
  - ③ 地域協議会委員の公募について
  - ④ 令和2年度地域活動支援事業について

## 地域協議会とは・・・

市内28の地域自治区ごとに設置している地域協議会は、様々な立場の住民の皆さんが、各区内で課題となっていることなどについて、より良い解決策を導き出していくための話し合いを行い、地域としての意見を取りまとめ、市長に意見を伝えるための役割を担っています。

## 問合せ先

〒943-0692 上越市牧区柳島522番地

牧区総合事務所 総務・地域振興グループ 担当：丸山、横田

☎ 533-5141 FAX 533-5135 E-メール maki-ku@city.joetsu.lg.jp